
Q. 国保の期間はいつから、いつまでですか？

A. 年度で考えますので4月から翌年3月までです。

Q. いったいどんな場合に国民健康保険税の通知が届きますか？

A. **ケース1** 今年度の税額が決まったとき。

ケース2 税額に更正（変更）があったとき。

- ・ 国保へ入られた方、又はやめられた方がいらっしゃった場合
 - ・ 所得の更正があった場合
 - ・ 介護保険の第2号被保険者となられる方がいらっしゃった場合（40歳到達）
 - ・ 世帯主が代わった場合
 - ・ 納付の方法が変わった場合（「年金からの差し引き」から「納付書」へなど）
- ※更正後は新しい納付書で納めてください。同月に2通届く場合もあります。

Q. 家族の者が国保に加入しているが世帯主あてに通知がきたのですが。

A. 国保は所得の有無に関わらず0歳から74歳までの方へ加入していただいております。世帯単位で課税し世帯主へ通知することとなっています。（※世帯主が他の健康保険でも世帯主へ課税されます。）

Q. 社会保険等に加入しているのに通知が届いたのですが。

A. 社会保険等への切り替えの届出がお済みでない可能性があります。国保の保険証と新たに加入した保険の保険証・印鑑をお持ちになり、市の窓口にて切り替え手続きを行ってください。

Q. 国民健康保険へ新たに入った・やめたのですが。

A. 健康保険の加入期間は「入った月から」、「やめた月の前月まで」です。通知書については、加入・脱退した月の翌月にお送りします。

Q. 他市から転入してきたのですが。

A. 国保税の計算は転入した月からの月割額となります。前月までの国保税（税）は前住地へ納めてください。（例）9月転入の場合…9月から翌年3月までの8か月分が島原市の国民健康保険税として賦課されます。

また、国保税は前年中の所得から算出しますが、前住地への所得の確認が間に合わない場合があります。その場合は、概算の税額通知を一旦お送りし、確認できしだい正しい税額に更正した通知をお送りします。

Q. 世帯主が亡くなったのですが。

- A. 亡くなられた世帯主の国保税は相続されます。
また、口座が閉鎖されている場合は口座振替できませんので、納付書で納めてください。

Q. 世帯主を変更したのですが。

- A. 年度の途中で世帯主を変更した場合、変更した月の前月分までの税額を旧世帯主へ、変更した月からの分を新世帯主へ、それぞれにお送りします。
なお、旧世帯主の口座振替の登録は新世帯主へ引き継がれませんので、新たに手続きが必要です。

Q. 家族の者が後期高齢者医療制度に切り替わり通知書が送ってきたのですが。途中から税額は減らないのですか？ また、二重になっていませんか？

- A. 国保税は家族の方が後期高齢者医療制度へ切り替わる月の前月までで算出し、年間の納期に振り分けています。二重ではありません。

Q. 支援分とは何ですか？

- A. 後期高齢者支援金分のことです。高齢者の方を皆様に支える制度です。

Q. 介護分とは何ですか？

- A. 介護納付金分のことです。40歳から64歳まで（介護保険第2号被保険者）課税されます。

Q. 申告していないのですが。

- A. 年税額を概算で算出し通知していますので申告されるようお願いいたします。
また、世帯に未申告の方がいらっしゃると軽減が適用されない場合があります。

Q. 年度の途中で税額が増えた・減ったのですが。

- A. **ケース1** 所得の更正により変わる場合
・申告書・給与支払報告書・年金報告書・一時所得（保険の満期・解約）・雑所得（個人年金）などの提出によります。

ケース2 加入者の資格変更により変わる場合

- ・ 社会保険への加入脱退、転出入などにより、国民健康保険に加入した・やめた。

Q. 口座振替で納めたいのですが。

- A. 市内金融機関（ゆうちょ銀行・郵便局を含む）農協・信漁連の窓口で、納付書・預（貯）金通帳・届出印を持参のうえ手続きしてください。

Q. 年金からの差し引きから口座振替へ切り替えたいのですが。

- A. 「国民健康保険税 納付方法変更申出書」を市の窓口までご提出ください。
※申出書には印鑑が必要です。
今まで口座振替でなかった方は、先に金融機関等で手続きが必要です。
また、年金からの差し引きから納付書での納付へは切り替えできませんのでご了承ください。

Q. 年金からの差し引き額が10月から増えた・減ったのですが。

- A. 2月に差し引いた税額をもとに4・6・8月は仮の税額を差し引きます。
7月に決定する年税額から4・6・8月分を差し引いた残りを、10・12・翌年2月で納めていただきます。
4・6・8月の差引税額が少ないと10・12・翌年2月は多くなります。

Q. 年金から差し引かれているのに納付書が届いたのですが。

- A. 年度途中で増額となった場合、差額は年金から差し引きが出来ませんので、年金から差し引きとなる前の納付方法で納めてください。

Q. 年金からの差し引きが停止したのですが。

- A. **ケース1** 世帯主が今年度中に75歳に到達する場合
・ 後期高齢者医療制度への切替年度は年金からの差し引きが出来ません。

ケース2 次の4つの要件を満たさなくなった場合

- ① 世帯主が国民健康保険に加入していること
- ② 世帯内の国民健康保険被保険者全員が65歳以上75歳未満であること
- ③ 特別徴収の対象となる公的年金等の年額が18万円以上であること
- ④ 国民健康保険税と介護保険料の合算額が、特別徴収の対象となる公的年金等の受給額の2分の1を超えないこと

ケース3 国民健康保険税が減額となった場合

- ・ 国民健康保険税が減額となると年金からの差し引きが停止します。
差し引き再開は10月（7月以降の停止は翌年度の10月）の予定です。

ケース4 納付方法変更申出書を提出した場合

ケース5 年金の支払者から「年金からの差し引きが出来ない旨の連絡」があった場合

Q. 保険証が同封されていないのですが。

A. 保険証は、7月下旬に別途送付します。